

著作権法の基本的な枠組みについて（オープンデータ関連）

平成 25 年 1 月 24 日

文化庁著作権課

1. 「政府が保有するデータ」

「政府が保有するデータ」（注 1）には、著作物（注 2）に該当するものと該当しないものがある。

（注 1）

電子行政オープンデータ戦略（平成 24 年 7 月 4 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）（p 6）において、取組対象とする公共データを次のように示している。

「政府が保有するデータ（安全保障に関する情報等公開に適さない情報を除く。）について率先して取組を推進し、独立行政法人、地方公共団体、公益企業等の取組に波及させていくものとする。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急時に有用と考えられる公共データについては早期に取組を進めておくことが重要である。」

（注 2）

著作物

（1）定義

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいう（第 2 条第 1 項第 1 号）。

（例：小説、論文、音楽、絵画、写真、映画、プログラム、アニメ、ゲーム等）

※ 著作物は、「思想又は感情」を表現したものであるから、単なる事実やデータは、それ自体としては、著作物としての保護対象にはならず、例え当該データ等を得るために高度の知識や多大な労力、資金を必要としたとしても、著作物としての保護対象にはならない。

※ 著作物というためには、「創作的」に表現されたものでなければならないが、作者の個性が表現されていればよく、高度な創作性までは求められていない。子どもの描いた絵も著作物となる。なお、「ありふれた表現」である場合には、創作性が否定される傾向にある。

<判例：自動車部品生産流通調査事件（名古屋地裁平成 12 年 10 月 18 日）> 【著作物性を否定】

「本件データは、…客観的な事実ないし事象そのものであり、思想又は感情が表現されたものではない。」「仮にその集積行為に多額の費用、時間及び人員を費やしたものであったとしても著作権法の保護の対象となるわけではない」が「このような情報が特別法により保護される場合…は存するし、一定の場合には、民法 709 条によって保護されることがないとはいえない。」とした上で、当該事案における不法行為の成立を否定した。

<判例：ヨミウリ・オンライン事件（知財高裁平成 17 年 10 月 6 日）> 【著作物性を否定】

「『マナー知らず大学教授、マナー本海賊版作り販売』とのヨミウリ・オンライン見出しにつき」上記のよ

うな対句的な表現は一般に用いられる表現であって…ありふれた表現の域を出ない…」として、著作物性を否定した。しかし、見出しについて、法的保護に値する利益となり得るものとし、その利益を違法に侵害したも
のとして不法行為を構成するとした。

(2) 著作物の種類

- 一般の著作物：第10条第1項で例示。言語の著作物、音楽の著作物、地図・図形の著作物、写真の著作物等。
- 二次的著作物：著作物を翻訳、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案にすることにより創作した著作物（第2条第1項第11号）。
- 編集著作物：編集物（データベースを除く。）でその素材の選択又は配列によって創作性を有するもの（第12条）（注3）。
- データベースの著作物：データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの（第12条の2）（注3）。

（注3）

ここでいう素材・データには、著作物でないものも含むが、編集著作物やデータベースの著作物と認められても、素材・データそのものに対し保護が生じるものではない。

<判例：NTTタウンページ事件（東京地裁平成12年3月17日）> 【著作物性を肯定】

「…職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類したタウンページデータベースは、全体として、体系的な構成によって創作性を有するデータベースの著作物であるということができる。」
「…職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類したタウンページは、素材の配列によって創作性を有する編集著作物であるということができる。」

<判例：自動車データベース（翼システム）事件（東京地裁平成13年5月25日）> 【著作物性を否定】

情報・データの選択及び体系的な構成いずれも創作性が認められないものの、当該データベースのデータを複製した作成したデータベースを、その者の販売地域と競合する地域において販売する行為は、営業活動上の利益を侵害するものとして不法行為を構成するとした。

2. 著作権について

- 著作権とは、著作物を創作した者（著作者）に与えられる権利（注4）であり、著作物の利用をコントロールすることができる。
- 著作物を創作した時点で自動的に付与される（無方式主義）。
- ※ 実際に創作する者が職務上作成する著作物については、創作者の雇用主である法人その他の使用者（法人等）が、一定の要件の下に著作者となる（第15条）。

（注4）

○著作者人格権…公表権、氏名表示権、同一性保持権

○著作権（財産権）…複製物の作成に係るもの：複製権

無形的な利用に係るもの：上演権・演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権

複製物を介する利用に係るもの：展示権、頒布権、譲渡権、貸与権

二次的な利用に係るもの：翻訳権・翻案権等、二次的著作物の利用権

3. 著作物の利用について

（1）原則

著作権者以外の者が著作物を利用するためには、原則として、著作権者の許諾が必要。

どのような範囲での利用を認めるか、また、有償で利用を認めるか、無償で利用を認めるかについては、著作権者（注5）の判断（注6）。

（注5）

著作物に該当する「政府が保有するデータ」の権利の主体について、政府が著作者の場合、基本的には政府が著作権者である。また、第三者が著作者であって、著作者との契約により政府に著作権が譲渡されている場合も、政府が著作権者となる。一方、第三者が著作者であるデータを政府が保有等しているにすぎない場合等は、当該第三者が著作権者である。

（注6）

著作権者は、あらかじめ著作物の利用に係る考えを表示しておくこともできる。

<自由利用マークについて>

自由利用マークとは、「著作者が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマーク」である。このマークには次の三つの種類があり、どのような利用ができるかは、それぞれのマークによって異なる。

- 「プリントアウト・コピー・無料配布」OK マーク
- 「障害者のための非営利目的利用」OK マーク
- 「学校教育のための非営利目的利用」OK マーク



(2) 著作権者の許諾を得ることなく著作物の利用が可能な場合

- ① 利用する著作物が保護対象外又は権利の目的とはならない場合 → (I)
- ② 著作権の保護期間を経過した著作物の利用の場合
- ③ 単なる視聴行為のように著作権の対象となっていない行為に係る利用の場合
- ④ 例外規定(権利制限規定)に該当する利用の場合 → (II)

(I) 保護を受ける著作物、著作権の目的とはならない著作物

我が国の著作権法によって保護を受ける著作物は、日本国民が創作した著作物、最初に日本国内で発行された著作物、条約により我が国が保護の義務を負う著作物のいずれかに該当する著作物であるが(第6条)、次のような著作物は著作権の目的とはならない(第13条)。

- ① 憲法その他の法令(地方公共団体の条例、規則を含む)
- ② 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が発する告示、訓令、通達など
- ③ 裁判所の判決、決定、命令など
- ④ ①～③の翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

(II) 権利制限規定

著作権法は、著作物の利用の円滑化の観点から、公益性の高い業務の円滑な遂行のためなど一定の利用態様について、例外的に著作権者の許諾無く著作物を利用できる場合を規定(権利制限規定)している(第30条から第47条の9)。

<例>

○ 引用(第32条第1項)

公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の利用の目的上正当な範囲内で、公表された著作物を引用して利用することができる。

※ 原則として、出所の明示が必要である(第48条第1項)。

○ 官公庁広報資料等の転載(第32条第2項)

国や地方公共団体の発行する白書や行政PR用の広報資料、調査統計資料等は、説明の材料として刊行物に転載することができる。

※ 転載を禁止する表示がある場合は許容されない。

※ 原則として、出所の明示が必要である(第48条第1項)。

○ 行政機関情報公開法等による開示のための利用(第42条の2)

情報公開法等による開示のために必要な限度において、著作物を利用できる。

※ 開示方法について、情報公開法第14条第1項に規定する方法(文書又は図画については閲覧又は写しの交付等)以外のものを除くとしている。(以上)